令和6年度 第2回倉吉市農業委員会会議議事録

- 1 開催日時 令和6年5月10日(金) 午後3時00分から午後4時10分
- 2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室302
- 3 出席委員 (28人)

会長 2番 山脇 優 委員

農業委員

1番	髙見美幸	委員	3番	船越省吾	委員	4番	田村静伸	委員
5番	福井章人	委員	6番	藤井由美子	委員	7番	室山恵美	委員
8番	吉村年明	委員	9番	山下賢一	委員	10番	筏津純一	委員
11番	堀川理恵	委員	12番	數馬 豊	委員	13番	鐵本達夫	委員
14番	美田俊一	委員	15番	衣笠健一郎	委員	16番	松本幸男	委員
17番	河野正人	委員	18番	原田明宏	委員	19番	早田博之	委員

農地利用最適化推進委員

福井満寿美 委員 山脇賢治 委員 塚根正幸 委員 田倉恭一 委員 秋山美香 委員 藤原 治 委員 林 修二 委員 小谷義則 委員 山下洋一郎 委員

- 4 欠席委員 (0人)
- 5 議事日程
 - 第1 開会
 - 第2 会長あいさつ
 - 第3 議事録署名人の決定
 - 第4 連絡·報告事項
 - 第5 議事
 - 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第7号 国有農地の売り払いに係る農地法3条の許可の適否について
 - 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第9号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第10号 農用地利用集積等促進計画について
 - 第6 その他
 - 第7 閉会
- 6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

経済観光部農林課職員

主幹 清水 彰夫

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局

ただ今より、令和6年度第2回農業委員会会議を開会いたします。初めに山 脇会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長

(会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局

この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議長

それでは本日の議事録署名人ですが、私のほうで指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議長

それでは指名をさせていただきます。6番 藤井委員、7番 室山委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議長

遅刻の届は吉村委員、そして衣笠委員は30分ほど遅れるということです。

(4) 連絡・報告事項

議長

それでは(4)連絡報告事項、事務局からお願いします。

事務局

令和6年度第2回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別 紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議長

続きまして、くらよし農業に関する相談会について、相談が1件ありました ので秋山委員より報告をお願いします。

秋山推進委員

秋山です。報告します。相談者は〇〇〇〇さんで、相談内容は農地が〇〇〇〇の田んぼでこれまで〇〇〇〇さんと賃貸借契約を結び耕作してもらっていましたが、令和5年3月15日で満了となりまして更新をされませんでした。農地の条件は悪くないんですが、近隣の農家との人間関係が原因で更新しないということで、新しい耕作者を探したいと。この農地は中山間直接支払制度の対象地となっております。

相談に対する回答としてあっせん申込書を提出していただきました。今年度については〇〇の農用地管理組合で草刈り等の管理をしてもらえるということです。以上です。

議長はい、こ

はい、この件につきましては後ほど出ますので今は報告のみです。

(5) 議事

議長

それでは(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明を

してください。

事務局

本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページ記載のとおり3件の申請がございます。番号1及び番号3は売買による所有権移転、番号2は贈与による所有権移転でございます。これにつきましては親戚の関係があるといったことは報告を受けておりません。

次に第7号 国有農地の売り払いに係る農地法3条の許可の適否についてで ございます。議案4ページに記載のとおり県より確認依頼があったものでござ います。

続きまして議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案6ページに記載のとおり2件の申請がございます。番号1は〇〇〇〇〇〇地内における駐車場の整備でございます。申請地は都市計画用途区域の第1種住居地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。番号2は〇〇〇地内における一般住宅の建築でございます。申請地は都市計画用途区域の第1種中高層住居専用地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。

次に議案第9号 農用地利用集積計画の決定についてですが議案の9ページから44ページのとおり105件の利用権設定の申出がございます。

議案第10号 農用地利用集積等促進計画については議案52ページのとおり13件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長

それでは審議に入らせていただきます。議案第6号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。どうぞ、14番 美田委員。

14番

14番 美田です。2番の○○のですけど、この○○さんというのは確かにこの元の所有者の○○さんで都会のほうに住んでおられるようです。受人の○○さんは○○○に住んでおられますけども、○○さんの住宅を第2住宅として夏場の天気のええときにここで焼き肉とかされとると。近くにこの田んぼなどは○○の土地改良区が関わっているところで、たぶんそちらのほうから賦課金はしっかり請求されるでしょうし、ただこの人は○○の区費は全くないのでね、ちょっと近所付き合いはうまくいくんかいなと思っているところですけれども。ちょっと気になっているところです。いろんな総事とかしながら守っているところもあるわけで、今まで○の○○さんという人が作っておられて、何年かもう作っておられない耕作放棄地の状態になるところだったですけど、なんとかされるということならいいですけど。村のなかでトラブルがちょこちょこあったりしとるものでね。大きな火で夜遅くまで賑やかにやっとられて、近所の人から危ないなあとか。ちょっとそれが気になっているところです。

議 長 この受人の方が実際に来て耕作しとんなるんですか。

14番 今は全然されておりません。この人は〇〇〇の集落支援員か地域支援員をしておられて。

議長この農地は誰が管理する、○○さんが作るってことか。

14番 別荘地っていうんではないですけど、○○に来て。

議長実際には住んどならんだ、○○には。

14番 そんな時だけ寝泊まりしとる。

議長それで例えば水路なんかの掃除とかは出ならんかいな。

14番 出ならん。区費も払っとんならんけ、そんなんで来てもらっても困るでっているのは農業委員会の隣の部署にはちょっとした苦情を言っとるところですけども。古いところの家を買っておられるんだと思うけど、それをやっとなるんだったら区費を払ったりするようにしたらと思うけど。

議長はい、事務局。

事務局 この3条申請にあたりまして、用水路等の維持管理等は土地改良区の区域内 の皆さんと除草作業等にも参加しますということで申請をされていますので、 今後はご指導いただきながらやっていただければと思います。

14番 なら、声を掛けていきます。

議長農事の組合長しとんなるか。

14番 まだしとるです。

議長 ならちょうどいいですから、この方に約束は守ってくださよということで直接言ってみんなで協力してもらって。美田委員のほうから話をしていただいて、これから仲良くやっていきましょうということでお願いします。 その他、ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、ただ今の議案第6号につきまして賛成の農業委員の方の 挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認といたしま す。

議案第7号 国有農地の売り払いに係る農地法3条の許可の適否について

議長 続きまして議案第7号 国有農地の売り払いに係る農地法3条の許可の適 否について委員の皆さんにお諮りいたします。それでは事務局より説明してく ださい。 事務局

そうしますと議案の第3ページをご覧いただきたいと思います。国有農地の売り払いに係る農地法3条の許可の適否についてです。この度、令和6年3月17日付けで中四国農政局長に対しまして普通財産売払の申請がございまして、今回国有農地を取得するにあたって3条許可が得られる方ですかと県から確認の依頼がございました。

今回の申請にあたりましては、申請地周辺の田畑の耕作者がこの国有農地を買うことを承知していますか、という点がございまして。大体申請地の周りはほとんど○○○○さんの田んぼです。唯一、申請地の南側が○○の○○さんという方が耕作している田んぼで、○○さんからは今回の国有農地を売払うことに関しては異存は一切ございません、というような申出も併せて提出をされております。

また4ページの備考欄に書いておりますが、近傍類似取引事例を記載しております。これは県が3条適否の確認と併せまして売買価格の参考とするために3つ以上の事例で情報提供をくださいということがございまして、書かせていただいております。令和5年度ちょうど〇〇地区の畑の売買が3件ございまして、反当3万円から14万2千円とちょっと幅があるんですけど平均すると76,887円となっております。先日県のほうから金額にばらつきが大きいということで何件か事例を加えて欲しいということで、令和3年と令和4年に同じく〇〇の畑が4件該当がございましたので合わせて計7件で算出したところ、87,078円というところで8万円前後となっております。以上でございます。

議長 ただ今議案第7号について詳しく局長より説明がございました。これにつきまして質疑を求めますが、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を お願いします。

(賛成者 挙手)

議長はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について委員の 皆さんにお諮りいたします。本件につきましては、本日午前11時30分より 当番委員であります福井章人委員、秋山委員、内川局長、岩田主任と私の5人 で現地の調査に行っておりますので、代表して秋山委員より報告をお願いいたします。

秋山推進委員 報告させていただきます。○○○○の畑の件は問題がないことで確認をしております。○○○の件は農地復元の指示をしていましたが、中途半端だったので再度農地復元をするよう指示して、復元後に事務局で確認してもらい問題なければ許可するということです。以上です。

議 長 ちょっと補足説明いたしますと、実は前もって岩田主任と一緒に見て指示をしておりましたけれども、数メートル幅で真砂があって駐車場に使っていた経過がございます。その真砂を畑のほうに広げて混ぜて耕耘しておいてくださいとしておったんですけれども、真砂は残したままで耕耘がしてあって真砂は畑のほうに撤去してなかったということで、これは一時保留にさせていただきたいということで、間に入っている不動産の事業所のほうに連絡をさせていただきました。再度きちっと畑の状態にしていただければ、連絡していただければ事務局で見に行って確認した後に承認ということにさせてもらいますといういことで了解を取っております。そのように皆さんもご了解いただきたいと思います。この件につきまして皆さんのほうで質疑ございましたら。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第8号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお 願いします。

(賛成者 举手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認とさせていた だきます。

議案第9号 農用地利用集積計画の決定について

議長 続きまして議案第9号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたしますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。 農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。 9ページ番号1番から10ページ番号3番は、議長である私に係る案件でご ざいますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議いただく ことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長を交代させていただきます。

(議長 交代)

6番 それでは、2番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退 席を求めます。

(山脇委員 退席)

- 6番 それでは、山脇委員が退席しましたので9ページ番号1番から10ページ番号3番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 9ページでございます。申請番号1番、○○の3筆、8,447㎡の水田の 賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他11ページの番号3番 まで、合計いたしまして8筆、19,737㎡の賃借権の設定でございます。 いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の 規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進 法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。
 - 6番 ただ今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対す る質疑を求めます。

(なしの声)

6番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につき まして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 举手)

6番 ありがとうございました。挙手多数ということで異議なしと認め、この案件 につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めま す。

(山脇委員 入場・着席)

6番 山脇委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代します。

(議長 交代)

議長 それでは続きまして10ページ番号4番と5番の〇〇〇〇〇〇〇は、6番藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局

10ページでございます。申請番号4番、○○○○○○の5筆、5,391 mの水田の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他番号5番を、合計いたしまして8筆、9,822mの賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長

はい、ただ今藤井委員の案件につきまして議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を お願いします。

(賛成者 挙手)

議長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたしまして、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議長

藤井委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されま したので報告いたします。

続きまして、11ページ番号6番は、8番 吉村委員に係る案件でございますので吉村委員の退席を求めます。

(吉村委員 退席)

議長

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

11ページでございます。申請番号6番、○○の1筆、1,804㎡の水田の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長

はい、ただ今吉村委員の案件について説明がございました。議案に対する質 疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を お願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。 吉村委員の入場を求めます。

(吉村委員 入場・着席)

議長 吉村委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されま したので報告いたします。

> 続きまして、11ページ番号7番から12ページ番号9番は、16番 松本 委員に係る案件でございますので松本委員の退席を求めます。

> > (松本委員 退席)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 11ページでございます。申請番号7番、○○の3筆、3,710㎡の水田の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他12ページの番号9番まで、合計いたしまして9筆、13,307㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今松本委員の案件について説明がございました。議案に対する質 疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を お願いします。

(賛成者 举手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。 松本委員の入場を求めます。

(松本委員 入場・着席)

議 長 松本委員へ、ただ今の案件につきましては承認されましたので報告いたしま す。

続きまして、12ページ番号10番は、18番 原田委員に係る案件でございますので原田委員の退席を求めます。

(原田委員 退席)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 12ページでございます。申請番号10番、000001筆、3,555m²

の水田の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今原田委員の案件について説明がございました。議案に対する質 疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を お願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。 原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議長 原田委員へ、ただ今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。続きまして12ページ番号11番から15ページ番号20番は、秋山推進委員に係る案件でございますので秋山委員の退席を求めます。

(秋山委員 退席)

議長 それでは事務局、説明してください。

事務局 12ページでございます。申請番号11番、 $\bigcirc\bigcirc$ の2筆、5, 041㎡の水田の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他15ページの番号 20番まで、合計いたしまして19筆、27, 553㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を お願いします。

(賛成者 举手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。 秋山委員の入場を求めます。

(秋山委員 入場・着席)

議長 秋山委員へ、ただ今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。続きまして16ページ番号21番は、藤原推進委員に係る案件でございますので藤原委員の退席を求めます。

(藤原委員 退席)

議 長 それでは事務局、説明してください。

事務局 16ページでございます。申請番号21番、○○の1筆、1,455㎡の水田の使用賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を お願いします。

(賛成者 举手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。 藤原委員の入場を求めます。

(藤原委員 入場・着席)

議長 藤原委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されま したので報告いたします。

続きまして16ページ番号22番から17ページ番号24番までは、小谷推進委員に係る案件でございますので小谷委員の退席を求めます。

(小谷委員 退席)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 16ページでございます。申請番号 22 番、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ の1 筆、597 ㎡の水田 の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他 17ページの番号 24 番まで、合計いたしまして 3 筆、1 、380 ㎡の賃借権の設定でございます。

いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の 規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進 法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今小谷委員の案件について説明がございました。議案に対する質 疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を お願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。 小谷委員の入場を求めます。

(小谷委員 入場・着席)

議長 小谷委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されま したので報告いたします。

以上で該当する出席委員に係る案件について審議は終了しました。引き続いて全体について審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 9ページに戻ります。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、 樹園地の合計は361,557㎡でございます。利用権設定各筆明細につきま しては、9ページから44ページまでの記載のとおりでございます。

補足ですが、30ページ申請番号61番、記載の土地改良区賦課金は久米ヶ原土地改良区ですけれども、10アールあたり4, 850円です。31ページ申請番号66番、記載の土地改良区賦課金、関金土地改良区ですがこれは10アールあたり2, 800円です。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、45ページから49ページ、記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長それでは全体につきまして皆さまの質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を お願いします。

(賛成者 挙手)

12

議長 はい、全員賛成でございますので議案第9号 農用地利用集積計画の決定に ついては承認といたします。

議案第10号 農用地利用集積等促進計画について

議長 続きまして議案第10号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいた します。事務局、説明してください。

事務局 5 2ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、5 2ページの番号1番から13番まで、合計で13筆、2 4,3 9 7㎡の水田、畑でございます。促進計画を受ける者の農業経営の状況等は、5 3ページから55ページに記載しております。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議長 ただ今議案第10号について説明がございました。皆さまからの質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件について賛成の農業委員の方の挙手をお願 いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので議案第10号については承認といたします。以上で議事は終結といたします。

(6) その他

議長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1)農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書について及び(2)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について、岩田主任より一緒にお願いします。

事務局 それでは別冊をご覧いただきたいと思います。まず2ページ(1)農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書でございます。2アール未満の農業用施設に供するものでございまして、届出者、届出地等は記載のとおりでございます。次に3ページの農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございますが、倉吉市建設課の発注工事に伴う一時転用で請負業者と転用期間、届出地はそれぞれ記載のとおりでございます。以上です。

議長 続きまして(3)あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、梶本主幹。

事務局 はい、4ページのあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は9件ありました。1番目から説明させていただきた

いと思います。

まず1番目ですけど、相談者が所有者の○である○○○○さんで○○○の水田であります。相談内容は売買、使用貸借ということであります。

- 5ページ、2番目は相談者が $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんで $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ の水田であります。相談内容は使用貸借ということであります。
- 6ページ、3番目は相談者が○○○○さんで○○の水田であります。相談内容は使用貸借ということであります。

7ページ、4番目は相談者は今回の農業に関する相談会に来庁された○○○ ○さんで○○○○の水田であります。相談内容は売買、賃貸借、使用貸借と いうことであります。

- 8ページ、5番目は相談者は相続の届出からの提出である $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$
- ○○○の畑であります。相談内容は売買、賃貸借ということであります。
- 9ページ、6番目は相談者は、相続の届出からの提出である○○○さんで、 ○○○の水田であります。相談内容は売買ということであります。
- 10ページ、7番目は相談者は○○○○さんで、○○、○○○の水田であります。相談内容は売買、賃貸借ということであります。
- 12ページ、8番目は相談者は、相談者の○が所有者の○○である○○○さんで○○の水田であります。相談内容は賃貸借ということであります。
- 13ページ、9番目は相談者は○○○○さんで、相談内容はネギを賃貸借、使用貸借により作付け面積を増やしたい。○○辺りの農地で、2反を希望しているとのことです。

以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願いいたします。

議 長 それではじっくりいきましょうか。まず、○○○の○○さんの件につきまして、これは衣笠委員。○○に抜けるところでないかいな、県道沿いかな。

15番 はい。

議長田の田んぼとしてはええところだけど、何も作ってないかいな今は。

15番 今はとりあえずシルバーさんに頼んだりしたりして。

議 長 管理はしとんなるだ。地元だけ、ちょっとまああっせん委員になってくださ いな。ええかえ。

15番 はい。

議 長 続いて○○、これは福井章人委員さんな。

5番 2番目と3番目、8番目は○○さんにお願いします。

議 長 もう話しとんなるだ、よろしくお願いします。○○○○の農業委員しとんなる○○の○○さんという方に頼んでいるということでございます。

続きまして7ページ $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん。これは $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 、近いところに1人おられますね、原田委員さん。

18番 これ、早速動きまして畜産農家が牧草を作ったりするということで、3年計画で利用権設定をしてもらうように話がつきましたので報告します。

議 長 畜産農家は誰ですか。

18番 ○○○○さんです。水稲もやっておられます。

議 長 良かったな、近くで。はい、ありがとうございました。続きまして○○○の、 これどこになる○○○の。

15番 ○○になります。

議長 なら上の通りだな、県道の〇〇〇〇だな。これは、〇〇〇になるか。衣笠 委員さんお願いします。

15番 はい。

議長 それからこれは〇〇〇、小谷委員さんだな。よろしくお願いします。 次は〇〇〇、河野さん。これは前に〇〇のほうは出たことがあるんだけど、 前作っとった人が去年から放棄しちゃったです。一番下流で水が来んでいけん ということでね。今は草ぼうぼうになってしまっています。それで近くの隣の 人にも聞いただけど、よう作らんなっていう回答が来てました。

17番 ○○○の住宅の横の分も3枚は結局水が来んで、その時も結局使用貸借で○○さんに牧草を作ってもらっていました。あそこは水が来んです。

議長これどこらへんになるかいな。この交差点はどこかな。

17番 ○○へ抜ける道の住宅のかたまりの横です。

議長 ○○○の土場で機械置いてあるあんなんの上か、ここは水が来んだ。いつも ケンカしよる、日にちごとに順番決めてやれやって言ったけど言うこと聞かん だ。

17番 取り合いです。

議長 ○○○○の入り口、大変なところだここは。続きましては、8番はいいですね、次は9番ネギを作りたい。どこだかなかったでしたっけ、最近ね。

16番 5番のところがええでないかって。

議 長 ○さんのか。ちょっと遠いかもしれんな、ここは黒ボクだけ白ネギにはええ けど。まあちょっと話してみてな、この方に。○○○、吉村委員。

15番 ○○○○○○から○○に行く道のところです。

議 長 話はしたけど遠いで、いけんってことだそうです。でもそんな贅沢言っとったらあらへんでな。なかなか○○地区でないよ。松本委員、○○○の上の○○にな、○○○○が所有しとる田んぼがあるだろうが、あれどうなっとる。

16番 誰か作ってるわ。

議長 誰だかに作ってもらうって言っとったけど。

15番 作ったような跡はある。

議 長 ○○の上の。

16番 あの辺で空いてる田んぼはなかったわ。

議 長 山下委員どうかな、○○だけあたってみてあげてくださいな。それでは、あっせん活動の報告についてお願いします。まず始めは早田委員。

> それと〇〇〇の〇〇〇については谷合の水田で面積も狭小でございまして、 耕作道も狭く本当に日照も悪いのでできない状況です。とりあえず依頼者はト ラクターを持っておられて耕耘はされておりました。今後耕作者を探してはい きますが、自身での耕作も考えて欲しいと伝えました。

議 長 はい、2番目の山脇賢治委員。

山脇推進委員 この方は売買ということで出ておりまして、この携帯電話とお家のほうに連絡させてもらったんですけれど、なかなか出られないということで。ちょっと何回も電話しすぎると怪しい人かなという感じを受けられたのかもしれませんけれど。家の電話でかけたら向こうからかかってきたということで、まあ電話番号を見て地元の人かなと思われたのかなということで。今後もそういったことがあるかなと思います。

この○○さんの田んぼは昨年は○○の○○○が作っておりまして、なぜかわかりませんが契約が去年の12月で終わっていまして、今回売買で出たということで。地元の○○地区の方に個人的にお話をさせてもらったり、農事組合長を通じてこういった話があるということを話をさせてもらっていますけれども、

今のところ希望される方がないということで。引き続きそういった話をつないでいきたいと思います。また連絡をとってどうなるかなと思いますけれども、 売買となるとこのままにしたほうがいいのかわかりませんが、意向を聞いてみたいと思います。以上です。

議長 それじゃあまた引き続いてお願いします。続きまして3番につきましては藤 原委員にお願いします。

藤原推進委員 推進委員の藤原です。○○○の方で3回電話をさせていただきました。田村 委員とあっせん活動を行っております。圃場の状況であったり、前の耕作者の 方も大変苦労された圃場であるということで賃貸借は難しいということで交渉 をさせていただきました。結果ですけれども、水田3つについては利用者が決 定しております。畑2筆については利用者がなくて、近隣の耕作者がこれまで どおり草刈り、それから耕耘を実施して保全活動を継続していくということで す。このことについては相談者に結果の報告をしております。以上です。

議長 ありがとうございました。ええ具合に管理をしてもらえれば、なんとか荒廃 農地にはならないということで。

続きましては原田委員お願いします。

18番 原田です、報告します。○○さんにとりあえず会わないといけんなということで、3回ほど訪ねて行ったんですけど車もないし、ずっと会えないし。連絡も着払いでという形なので会えない状況です。それでまあ、とりあえず近所の畜産農家や水稲をやっている方6人ほどにあたりましたが、いわく付きな方でなかなか作る人がいないということで。本人に会いたいけど、会えない状況で行きましたのでもう少しあたってみようかと思います。

議 長 気長にやってください。それでは次は田倉委員。

田倉推進委員 5番目の〇〇〇〇さんの畑です。現状を見ますと草が結構生えていて〇さんという方が6月まで借りておられますので、その後6月までに耕耘してきれいにするという話を〇〇さんが受けておられます。現状草が生えとるけど6月にはきれいになるよということで、次のページの7番の〇〇〇〇さんに案内しました。しかしながら〇〇さんの方が現地を見て考えましたけどちょっと遠慮しますという話でしたので、もう1人〇〇〇の〇〇〇○さんというスイカ作っておられる方がいますので紹介しましたが、ちょっと考えさせておいてくれということで継続でしたいと思っております。以上です。

議長はい、引き続きお願いします。次、吉村委員。

8番 吉村です。この辺りは○○さんが作っておられる田んぼです。○○さんに相談しましたところ、快くでもなかったけど引き受けてもらいました。

議長どこの○○さん。

8番 ○○○さんです。

議長 わかりました。以上です。その他ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、本日の農業委員会会議は閉会といたします。ご苦労様で した。

一 午後4時10分 閉 会 一